戦前・戦時期日本の対インドシナ経済侵略について

疋田　康行

目　次

[はじめに 1](#_Toc366578271)

[１．南方進出の組織化 2](#_Toc366578272)

[(1) 南進特殊会社の乱立 2](#_Toc366578273)

[(2) 印度支那産業株式会社の設立 3](#_Toc366578274)

[(3) 邦人間鉱業利権争い 5](#_Toc366578275)

[(4) フランスの対日政策の動揺 6](#_Toc366578276)

[２　南進政策の本格化 8](#_Toc366578277)

[(1) 南進特殊会社の統合計画 8](#_Toc366578278)

[(2) 南方経済対策要綱 9](#_Toc366578279)

[(3) 武力南進政策と印度支那資源調査団の派遣 10](#_Toc366578280)

[(4) 鉱業関係の係争 13](#_Toc366578281)

[おわりに 15](#_Toc366578282)

[資料１「山根道一渡来ニ関スル件」（1937年4月14日　台湾総督府官房外事課） 16](#_Toc366578283)

[資料２「南方経済施策要綱」（昭和15年8月16日・閣議決定） 18](#_Toc366578284)

[資料３「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」（昭和15年9月3日・閣議決定） 19](#_Toc366578285)

[資料４「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」（昭和15年9月24日・閣議決定） 20](#_Toc366578286)

[戦前期日仏印通商関係の概略（補足説明） 23](#_Toc366578287)

## はじめに

　日本の本格的「南進」は、第一次大戦によって、ドイツ領ミクロネシア（いわゆる南洋群島）を実質的に領土化したこと、また、ゴムなどの熱帯特産品の確保をもとめて東南アジア（フィリピン・マレー・インドネシア）に進出したことが契機となっているといえよう。ところが、インドシナへの進出はきわめて少なく、『在外本邦人実業者調　昭和十年十二月末現在』では、ハノイに9社・ハイフォンに5社・ホンゲイに1社・サイゴンに6社、ショロンに2社・プノンペンに1社、合計23社であり、大企業では三井物産がホンゲイにおける石炭と硅砂の買い付けとサイゴンにおける貿易のために事務所を構えているだけであった。また、『南洋関係会社要覧　1939年版』では、わずかに日仏合弁の印度支那産業株式会社（Compagnie Indochinose de Commerce et d’Industrie）1社しか掲載されていない。しかし、太平洋戦争が対日資産凍結を直接の引き金とし、その資産凍結が日本のインドシナ進駐を契機としていることを考慮すれば、開戦前の日本の対インドシナ関係を検討することは意味なしとはいえない。そこで、太平洋戦争開戦直後までの対インドシナ関係を、企業進出を中心にしてサーベイしておきたい。

## １．南方進出の組織化

### (1) 南進特殊会社の乱立

　日本の南方進出のための特殊会社にはすでに台湾銀行があったが、第一次世界大戦および満洲事変を契機として、特殊会社の「乱立」が生じている。まず、1914年10月に海軍がドイツ領南洋諸島を占領したあと、西村拓殖株式会社・南洋殖産株式会社の両社が設立されてサイパン島に甘蔗作農民の移民事業を行なったが、1920年恐慌によって破綻し入植農民が飢餓状態に陥ったことから、1921年11月に東洋拓殖会社が両社への救済投資を行ない、さらに両社をもとに東洋拓殖の子会社として南東興発株式会社（1921年10月、南洋会社要覧によれば1919年11月）が設立された。同社は、南洋群島を中心的事業地として多方面に事業展開を行ない、南興水産・南太平洋貿易・海洋殖産・南興真珠・南洋石油・鵬南運輸・日本真珠・南方産業などの子会社・投資会社を獲得して行った。1931年には、南洋興発合名会社を設立してオランダ領ニューギニアのマノクワリで棉作・ダマル栽培を開始し、東南アジアでの事業活動を本格化した。

　次いで、満洲事変から華北へ侵略を拡大しつつも中国国民党政府の間で経済提携の動きも見られ始めた1935年秋、台湾総督府は、10月19日から23日にかけて熱帯産業調査会を開催し、台湾開発とともに「外南洋」＝東南アジア進出も任務とする台湾拓殖会社の設立の方針を固めた。また、ほぼ同時期に拓務省（南洋庁）は、南洋群島開発調査委員会答申をうける形で、南洋群島の開発とともに東南アジア進出をねらう南洋拓殖会社の設立を決めた。この2つの特殊会社設立構想は調整されることなく、1936年5月21日には台湾拓殖株式会社法が成立し、11月に同社は設立された。社長には、三菱商事の加藤恭平が、副社長には台湾銀行の久宗薫が就任し、以下、常務には日下（台中知事）・高山（拓務省局長）・大西（塩水港製糖）、理事には松木（台湾電力）・井坂（日本アルミ）・原（明治製糖）・赤司（赤司鉱業）が入るなど、台湾政財界中枢部がこれに結集した。他方、同年7月27日に、南洋拓殖株式会社法も公布され、11月には設立された。

　両社は、それぞれ台湾および南洋群島の開拓・移民を主目的とするが、「外南洋」＝南方への進出の先兵としても位置づけられており、ために外務省は主管官庁である拓務省から「外南洋で事業を行なうときは予め外務省に連絡あるよう」念書[[1]](#footnote-1)をとり、これを閣議[[2]](#footnote-2)に持ち込んでいる。すでに、南方経済進出機関としては東洋拓殖・南洋興発もあり、特殊会社の乱立が問題とされている。しかし、南方進出の方針はますます明確にされ、1936年8月の五相会議で決定された「国策の基準」には南方進出が明記された。

### (2) 印度支那産業株式会社の設立

　こうした南進論の高揚の中で、インドシナへの進出の口火を切ったのは、台湾側であった。1937年1月に、台湾拓殖会社は、在ハノイ総領事に仏領印度支那の資源状況を問い合わせ、さらに4月には、石油資源についても問い合わせている[[3]](#footnote-3)。また、同月に、台湾総督府（官房外事課）は、外務省欧亜局長にあてた書簡で、東南アジアの鉱物資源を台湾で電解精錬する計画を述べ、具体的にはインドシナでの日仏合弁の鉱山会社設立による同地鉱物資源の日本による独占的開発構想を紹介している[[4]](#footnote-4)（資料１）。この構想は、元久原鉱業の山根道一が、長崎の沢山財閥の後援を得て、南方資源調査を実施し立案したもので、台湾総督府側では、日本側の競合を避けるため統制会社設立が望ましいとしている。

　ここで示されている＜東南アジア金属鉱石の台湾での電解精錬＞という構想には、すでに前例がある。それは、日本アルミニウム会社（古河・三菱・三井の合作）の金属アルミニウム生産である。同社は、シンガポール沖のオランダ領東印度諸島に属するビンタン島で採掘されるボーキサイト[[5]](#footnote-5)と、台湾中部の日月潭水力発電所（台湾電力会社）の電力とを利用して、台湾南部の高雄にある海軍飛行場用地の提供を受けて建設した工場で、一貫生産（アルミナ抽出・電解精錬）を行なうものであり、1935年6月に設立され順調な業績をあげていた。後に、同社は、企画院・商工省などから生産力拡充計画立案に当って大幅増産を求められたが、電力供給の限界などからこれに積極的に応じることはなく、古河は東京電灯と提携して日本軽金属会社の設立にむかった。しかし、日中戦争勃発前では、37年2月に日本興業銀行が軍需産業への積極的融資を開始してはいたが、生産力拡充方針はいまだ公認されておらず、台湾には電力の供給余力があったものと思われる。

　さて、1937年5月には、戦時経済統制の中枢となっていく企画庁が設置され、陸軍では生産力拡充計画の母体となる「重要産業五ヶ年計画要綱」が作成されるなど、統制色がしだいに濃くなっていった。この中で、先の山根道一は、古河電工・日本電気冶金などと協議の上、

１．電気精錬工場は台湾に設立

２．工場の生産能力は日産100ｔ

３．予定生産年額

　　亜鉛　15,000ｔ

　　鉛・アンチモニー・錫・銅は出鉱量による

４．原料鉱石の確保および一貫作業のために鉱山採掘輸出をなす会社を完全に日本側で支配する

という方針をもって再度インドシナを訪問し、本格的な起業活動を開始した、在ハノイ総領事と連絡をとりつつ、「親日的」フランス人と事業内容を協議し、まず次のような日仏合弁鉱業会社設立計画をたてた。

会社名：印度支那鉱業会社（株式会社）

資本金： 100万フラン

持株比率：フランス側60％、日本側40％

役　　員：フランス側3/4、日本側1/4

目　　的：鉱区の取得・鉱山の採掘・鉱石の輸出・鉱石の売買・付帯事業

株主役員候補者：印度支那総督府総務長官・海防郵船社長・雲南鉄道社長・海防セメント社長・ハノイ醸造社長・東京安南観光局長・印度支那税関監督・海防在住弁護士・印度支那銀行法律係・海防在住鉱業家

さらに、フランス側関係者と協議を重ね、総督府側の鉱業権許可権や政策変更の可能性を考慮して、「採掘会社をフランス側のみで、輸出会社を日仏合弁で」設立する方針へ変更した[[6]](#footnote-6)。

　他方、事業基盤である鉱区の獲得については、安南州・東京州・柬埔寨州にある鉄鉱・銅鉱・アスベスト・雲母・鉛鉱・亜鉛鉱・金鉱の15鉱区につき、フランス人鉱山技師の名義で鉱区取得を申請あるいは買鉱契約を締結し、また買鉱予約のもとで鉱区調査を実施していった。さらに東京州ハノイ北方の大規模なタイグエン（太原）保留鉄鉱区の借区仮契約も締結した[[7]](#footnote-7)。かくて、山根はフランス側（海防在住鉱業家スビラ）との間で、国策会社（台湾拓殖会社）に委ねるべき大規模開発以外の事業、すなわちタンホア鉄鉱の採掘輸出・カブアン鉄鉱の採掘輸出・モナコン鉄鉱を原料とする小規模製銑事業についての共同事業契約の調印にこぎつけたのである[[8]](#footnote-8)。

　このころ、盧溝橋事件が勃発し、つづいて通州事件・上海事件がおこり、日本政府は中国との戦争を拡大し、ついに9月には臨時資金調整法・輸出入品等臨時措置法・軍需鉱業動員法の適用法の成立、臨時軍事費特別会計の設置をおこない、本格的戦争経済体制に入っていった。軍需品を中心とする物資不足は拡大し、軍需品およびその基礎素材の生産力拡充政策も本格化していった。こうした日本の中国侵略と戦争経済体制移行とは、インドシナ鉱業資源開発交渉にも微妙な影響を与えていった。

　1937年7月にはいって、印度支那総督府鉱山課長から、「日本企業当事者－三井－方面ヨリ東京殊ニ太原方面鉄鉱買取開発ニ関シ屡々申出ノ次第モアリ高山課ニテハ当該鉱山ノ利用促進ノ為折角検討中ナルガ日本ハ同鉄鉱ノ海防渡シF.o.b幾何位ニテ買取ル希望アルヤ」[[9]](#footnote-9)との問い合わせがあった。関係者は、三井の介入を警戒しつつ、この問い合わせは、日本の鉄不足に乗じて鉄鉱石売渡し価格を引き上げようとする動きだと判断していた。だが、三井の介入の件は、今のところ事実かどうか確認できない。なお、山根のバックには、台湾総督府・台湾拓殖会社のほかに、鉄鉱関係では日本製鉄・日本鋼管・雑鉱関係では台湾系電気精錬シンジケート（古河電工・日本電気冶金）・住友系・浅野系企業があるとされている[[10]](#footnote-10)。

　日本の中国侵略は、それが華北・華中にとどまっている間は、このような鉱石売り渡し価格をめぐる駆け引き程度にしか影響していなかったようである。かくて、上記のような山根の起業工作の進展に対応して、台湾拓殖側も、1937年10月初旬にハノイに事業部長を派遣して実情調査を行ない、同月20日には監督官庁である台湾総督府に印度支那における鉱業経営の許可申請を出している。11月5日には、台湾拓殖は山根からの事業引継を完了し、台湾総督府の事業許可も同月8日にはおりた。また、フランス本国（植民省）への工作も併行して行なわれ、12月までに許可が確実になった。こうして、1938年1月20日に同社の子会社として印度支那産業会社（フランス法人）が創立され、第1期事業として、安南州タンホア（清化）鉄鉱・東京州タイグエン鉄鉱をハイフォンから積み出す作業を開始した。さらに、同社は、タイグエン付近の政府保留鉄鉱山（イヴォンヌ）の開発を第2期の計画とし、工作を展開していった[[11]](#footnote-11)。また、5月には、印度支那鉱業商事会社も設立した。

　かくして、それまで日本企業の進出が相対的に希薄であったインドシナにおいて、台湾における工業化政策とまた主要財閥資本とも結合して、特殊会社の進出が成功した。

### (3) 邦人間鉱業利権争い

　特殊会社を中心とするインドシナ鉱業資源開発が成功していくなかで、これに誘発される形で、日本人間の鉱業利権争いも表面化してきた。すなわち、元台湾拓殖職員小野田直次が、インドシナ・タンホア州の5鉱区について安南人オアン・ユユ・ユイおよびビュイ・ゴク・フュオンの名義を借りて試掘権と採掘権を獲得したが、このうちフンオン（興旺）鉱区が在海防水谷乙吉の権利と重複し、後者が台湾拓殖と売鉱契約を締結したという事件である。台湾拓殖会社によれば、「小野田ガ吾社ニ在職中密カニ水谷ト協同ニテ経営セントシ、互ニ出シ抜カントシタル結果、試掘権利者タル安南人ガ水谷小野田ニ二重ニ売却シタルコトトナレリ、現在トシテ其ノ売買契約ノ何レガ有効ナルヤハ裁判ニ依ルノ外ナキモ、水谷ハタンノア県知事立会ノ下ニ仏人名義ニテ契約シ、鉱山局ハ採掘権ノ申請ヲ受理シ、試掘権利書五四二号ハ水谷ガ本書ヲ握リ居レリ、之ニ反シ小野田側ハ、安南人ト日本人トノ契約ニ止マリ、採掘権申請受理セラレザル侭ニアリ…尚、小野田ト安南人トノ契約ハ九月末期限切レル筈」[[12]](#footnote-12)というものである。拓務省も、「仏印官憲ノ邦人事業ニ対スル心証ヲ害スルコトハ勿論邦人既存事業ニモ影響スベク且其ノ権利ガ執レナルトヲ問ハス当然内地ニ輸入サルベキ鉱石ニ付争ハントスルモノナレバ小野田ノ送金ニ依リ何等鉱石ノ増産ヲ見ルモノニ非ルヲ以て折角得タル権利ト雖モ当省ハ之ヲ大局的見地ヨリ見テ右事実判明スル迄小野田ノ事業着手ヲ一時延期致サセ度」としてうえで、外務省に調査を依頼している[[13]](#footnote-13)。この利権争いの決着は明らかではないが、おそらく小野田が切り捨てられることになったものと思われる。しかし、こうした日本人間の利権争いは、インドシナ総督府の資源開発についての対日期待をさましていく一要因となっていったものと思われる。

　ついでながら、水谷側も、岩井商店に対する鉄鉱石輸出の積み出しに失敗していることを紹介しておこう。すなわち、1938年3月、インドシナ鉄鉱石3万ｔの輸出許可を日本政府からえたが、指定期間である6月までにはごく僅かしか積み出しができなかった。その原因を、水谷は「不可抗力」であるとし、「本鉱石積出に最も有利にて且つホンメイ島へ搬出時は唯一の運搬機関たりしヂャンクか旧正月にて集まらず三月初旬漸く廿艘集まりたれば国境東与付近に係船し輸入手続中付近に支那軍用貨物自動車出入りせしかばわが空軍の一弾に見舞はれ驚き四散し復帰に一ヶ月を要し計画全然齟齬し第一船入着時には僅か九艘到着し十数日を出でざりしものにて付近の漁船を集め間に合わせたるも不幸南ムーソン強き荒天続きて本船に近寄れず積込失敗し」[[14]](#footnote-14)たなどと釈明している。しかし、船積み条件への配慮の不足は明白であろう。

### 　(4) フランスの対日政策の動揺

　1938年秋、日本は中国における戦線を華南にまで拡大していった。10月12日にはバイアス湾に上陸し、21日には広東を占領した。さらに、11月には近衛「東亜新秩序」声明（第2次近衛声明）を出して汪兆銘に対する工作を展開し、12月には彼をハノイに脱出させ、｢日中国交調整三原則｣（第3次近衛声明）を声明したが、国民党を大きく割ることはできず、日中戦争の終結の見通しは依然として持てなかった。その上、フランス側は、インドシナに隣接する地域にまで日本の軍事的進出が及んだため、ヨーロッパでのナチスドイツの領土拡張もあって、対日政策を転換していった。それはまず、極東艦隊による日本軍の華南進出に対抗する西沙群島の占領となり、ついで1939年2月10日に日本軍が海南島を占領すると、翌3月にインドシナ防衛を本格的に強化することを決定し、カムラン湾に軍港を建設することにした。また、日本は5月にノモンハン事件を引き起こして極東ソ連軍との本格的戦闘に突入し、アメリカ合衆国も7月には日米通商航海条約の破棄を通告し、8月には独ソ不可侵条約が成立するなど、日本の国際的孤立・外交政策の混迷は深まっていった。こうした情勢、とくにフランスの対日政策転換は、台湾拓殖を中心とするインドシナ鉱業資源開発事業にも明瞭に反映した。

　同社のインドシナ鉱業資源開発方針は、「一二ノ鉱区ノミヲ目標トセズ、全般的開発ニ重点ヲ置キタル漸進主義ニ拠リ、鉄鉱開発ニ就テモ第一期予定計画トシテ第一年度（昭和十三年度）ニ於テハ可及的小額ノ固定資本ヲ以テ経営シ得ル小規模鉱区ノ稼行ヲナシ採鉱、輸送ノ実際的研究並ニ仏国官憲及ビ関係仏人ノ邦人企業ニ対スル関係ノ調整等ヲナシツヽ、第二年度以降ニ於テ起業経営スベキ年産十万噸程度ノ中規模鉱区ノ鉱量調査、採掘計画ヲナスコト、第二年度（昭和十四年度）ニ於テハ該中規模鉱区ニ対スル諸設備ヲ完成シ、第一年度稼行鉱区ノ出鉱ヲ合シテ年産十五万噸ノ出鉱計画ヲ完整シ、第三年度（昭和十五年度）ヨリハ年産三十万噸ヲ目標トスル第二期予定計画ニ移リ、昭和十七年度ニ於テ第二期予定計画ヲ完了シ、第一期計画ニヨル出鉱年産十五万噸ヲ合シテ年産四十五万噸ノ輸出ヲ確保シ更ニ第三期予定計画年産百万噸ニ伸展センコトヲ目標トスルモノ」[[15]](#footnote-15)であった。この方針に基づき、1937年12月安南州清化県ヌイバン、東京州太原県クヴン、モリナムの3鉱区を試験企業として開発し、第二期計画の準備を併行しつつ、鉄鉱92,466ｔ、マンガン鉱1,030ｔをハイフォンから輸出した。しかし、1939年「上半期ハ極度ニ緊迫セル国際情勢ニ累セラレ、仏国官憲ノ反日政策ニヨル鉄鉱輸出禁止特別除外令ノ適用停止トナリ、……採鉱輸送ノ諸設備ハ漸次完備セシモ、上半期ハ遂ニ輸出許可ヲ獲ズ」[[16]](#footnote-16)という状況に陥った。

　しかし、1939年9月にナチス・ドイツとソ連がポーランドを分割占領することにより、英仏は対独宣戦を行ない、国際法上は戦争状態にした。西ヨーロッパでは実際の戦闘はほとんど始まらなかったが、11月にはソ連はフィンランドに軍事介入し、ソ・フィン戦争を引き起こした。また、同月、日本は駐日フランス大使に仏印経由援蒋ルート閉鎖を要求した。この情勢により、フランス側は、東アジアでの対日融和へ再度政策転換を行なった。これは、インドシナ鉄鉱の対日禁輸政策の緩和としても現われた。すなわち、フランスは「従来ノ反日ヲ一掃シ只管和日ヲ強調シ、一方仏領印度支那官民モ日仏ノ提携ニヨリ印度支那ノ産業開発ヲナスベシトノ意見台頭シ」「日仏両政府間ニ鉄鋼輸出ニ対シ友好的取決メ」[[17]](#footnote-17)が成立し、1939年度下半期には鉄鉱の輸出許可は順調に得られるようになった。

　その後、ドイツ軍は、1940年4月にノルウェー・デンマークに侵攻し、さらに5月にはベネルクス3国へも侵攻、西ヨーロッパでも大戦が始まった。そして早くも6月には英仏軍はダンケルクから退去を余儀なくされ、イタリーも英仏に宣戦を布告、パリも陥落した。フランス本国の対ドイツ屈服は、インドシナ総督府の対日交渉力を大幅に弱めたが、アメリカ合衆国の対日圧力はこれに反比例して強化されることになる。

## ２　南進政策の本格化

### (1) 南進特殊会社の統合計画

　日本は、日中戦争の泥沼化のままヨーロッパ情勢の激変に機会主義的に便乗し、対米関係の悪化に対して資源自給を図るため、東南アジア進出を本格的に検討していった。それは、まず、南進特殊会社の整理統合として現れた。

　1940年５月、拓務省理財課は、「南洋方面ニ於ケル諸国策会社ノ統制ニ関スル試案」「南方国策会社ノ統合ニ関スル所見」を作成し、乱立している「国策会社ノ対立ニヨル不利ナル点」として「高所大所ヨリノ判断ヲアヤマリ区々タルコトニ精神ヲ労シ外国ノ乗ズル所トナリ経済進出ヲ阻害サレ外国官憲ノ圧迫ノ口実トナル」[[18]](#footnote-18)ことを根拠として、台湾拓殖・南洋興発・東洋拓殖などの既存南進特殊会社を対南方投資の統制のため統合し、単一国策会社として「南方拓殖株式会社」を設立する計画を提示した。すなわち、拓務省理財課による1940年7月12日付「南方拓殖会社法（案）」、同13日付「南方拓殖会社設立要綱（案）」が立案された。しかし、台湾拓殖会社を監督する台湾総督府、南洋拓殖を管理する南洋庁など、官庁の監督権限への執着は強く、特殊会社の統合は困難を極め、結局実現しなかった。満洲や華北・華中では、当該地域を軍事的に制圧している陸軍が強力な発言力をもって、それぞれの地域の経済統制にあたる統制会社を生み出したが、拓務省にこの陸軍のようなバックはなかったのである。

　しかしこれと同時に、特殊会社だけでなく民間会社の統合・統制強化も図られ、企画院は1940年10月「南方邦人企業関係諸会社ノ指導統制ニ関スル方策要領案」を立案した。すなわち、「南方邦人企業関係諸会社ニ対スル指導統制ノ目標ハ国防国家建設ノ為南方諸地域ニ於ケル皇国所要物資ヲ可及的有利ニ確保スルト共ニ大東亜共栄圏ノ確立強化ヲ図ランガ為是等地域ニ於ケル各種事業ニ付重点主義ニ依リ資金資材技術労務等ノ最モ有効ナル活用ヲ図リ以テ事業ノ健全ナル発展ヲ期スルニアリ、之ガ為差当リ左ノ要領ニ依リ南方邦人企業関係諸会社ノ整理統合拡充進出ヲ図ラントス」という方針の下で、(ｲ) 小規模・非能率企業は拡充・整理・統合・合理化する、(ﾛ) 事業設備の相互近接錯綜する企業は統合する、(ﾊ) 漁業は「適当ナ会社ニ事業場・漁業根拠地ヲ整備サセ、該企業ヲ中心ニ近海漁業者ヲ統合」するというものであり、邦人新規企業の進出については、「別途策定ニ係ル物資取得方策要領並漁業権益獲得方策要領ニ基キ、本邦必要物資ノ生産確保ヲ目標トシ、邦人企業ニ依ル開発、又ハ外国人経営ノ企業ニ対スル邦人ノ資本的若ハ技術的参加ノ方法ニ依ルコトトシ」、(ｲ) 既存企業ノ利用、(ﾛ) 既存企業がなければ新規邦人企業進出による、としている。ただし、進出させる企業は、現地政権・企業との特殊関係や事業での経験、資本規模、｢国家的見地ニ於イテ経営スル｣かどうかを重視して決定する、としている。さらに、南方で活動する全企業を網羅する経済団体を組織し、「購入・販売・利用・信用ノ共同、試験研究、其ノ他政府ノ統制ヘノ協力」に当らせ、統制政策は企画院第五委員会の議を経て行なうものとしている。拓務省は、この企画院案に対し、既存南進特殊会社の統合・有力統制会社の設立を明示するよう、修正意見を出している。しかし、前述のように、これは貫徹できなかったのである。

### (2) 南方経済対策要綱

　南進特殊会社の統合問題がもまれている間に、前述のようにパリは陥落し、1940年6月フランス（ペタン政権）は対独降伏を行なった。日本は、この政権に対し、インドシナ経由の援蒋ルート封鎖と同地域への軍事使節団駐留を要求した。これに対し、7月アメリカ合衆国は、石油・屑鉄・航空ガソリンの対日輸出の許可制と禁止を決定して、経済制裁の第1歩を具体化した。日本は、イギリスに対しても、ビルマ経由援蒋ルート閉鎖を要求し、イギリスは3ヶ月間の閉鎖を承認した。他方、フランス側も、8月に北部仏印進駐に関する日仏交換公文に調印し、9月には、日・仏印軍事細目協定も成立して日本軍の北部仏印進駐が行なわれた。さらに、日本は、石油・ボーキサイトなど重要資源が豊富なオランダ領東印度に対する対日資源供給の確保を求める蘭印交渉を開始した。また、懸案であった日独伊三国同盟も調印され、日本は対米関係を悪化させつつドイツの大陸ヨーロッパ占領に乗じて、対中国・東南アジア支配を強化していく姿勢をあからさまにしていった。しかし、中国共産党は、こうした日本側に有利になりつつある国際情勢からくる動揺をくいとめるため、8月にいわゆる百団大戦を実施し、日中戦争が日本優位の下で終結する事態を阻止した。また、アメリカ合衆国も、対日経済制裁の第2歩として屑鉄の輸出を禁止する措置に出た。

　この時期の日本の対東南アジア進出の基本方針として、1940年8月16日の閣議で「南方経済施策要綱」（資料2）が決定された。これは、「経済的大東亜共栄圏ノ完成｣を目標とし、｢仏領印度支那、泰国、緬甸、蘭領印度、比律賓、英領馬来、英領「ボルネオ」、葡領「チモール」等ノ内圏地帯ノ施策ニ重心ヲ置キ｣「各地域ノ施策ハ皇国ノ軍事的資源的要求ヲ基礎トシ内外ノ情勢ヲ顧慮シテ緩急ソノ序ニヨリ適宜之ヲ行フ」ことをうたい、さらに、｢之等地域ニ皇国政治勢力ノ扶殖｣をはかり「華僑ノ動向極メテ重大ナルニ鑑ミ大局的見地ニ立チ之ヲ指導ス」ることも含めていた。具体的には、「南方諸地域ニ於ケル邦人ノ経済的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限ヲ撤廃シ更ニ積極的発展ヲ図ルタメ」、軍事力を背景とする外交交渉によって、①重要物資の輸出保証獲得、②通商障害の除去、③求償貿易制、クレヂツトの設定・為替協定の締結、④企業制限の撤廃・鉱業権などの権益の獲得、⑤入国・居住・営業制限の撤廃、⑥交通通信特殊権益の獲得、⑦資源調査の自由獲得、⑧経済顧問の採用という、経済主権を奪い去るような広範な要求の獲得をめざすものである。生産力拡充もままならない経済状態から、物資取得には現地資本資材を利用することが企てられている。また、海運能力と無装荷ケーブル技術の確立から、交通・通信の実権を掌握することもうたわれていた。そして、「南方関係諸会社ノ整理統合拡充ヲ実施シ南方ノ新情勢ニ応ジテ経済活動ノ円滑強化ヲ図ル」という、前述した統制方針も明記されていた。

　この「南方経済施策要綱」は、1940年9月からの日蘭交渉の基本方針ともなったが、対インドシナ政策もこれに基づいて具体化され、9月3日に「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」（資料３）が、さらに9月24日には「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」（資料４）が、それぞれ閣議決定された。また、3日には、外務省が立案を主導したインドシナへの資源調査団の派遣も閣議の承認を得、「貿易方策要領」にも盛り込まれた。

　こうして、翌年5月～6月にかけて、日本はインドシナとオランダ領東印度に対して軍需物資の対日供給保証、為替協定締結、企業進出などを柱とする経済協定の締結をめざして交渉を展開していった。しかし、日蘭交渉は、ボーキサイトなどの金属資源については従来からの提携関係から比較的順調に進展したものの、石油供給の交渉は難航し、ついに41年6月17日に日本政府は日蘭交渉の打ち切りを宣言せざるを得なくなった。他方、インドシナとの交渉は、41年5月に「日仏印経済協定」を成立させることができた。この間、インドシナでは、40年10月に北部のランソンで、また11月にも南部のミトーで反仏蜂起があり、フランス軍はこれを武力鎮圧した。さらに、11月にタイとの国境紛争も発生し、日本がタイの歓心を買うためにこれに介入して、41年1月末インドシナ側に大幅な譲歩を認めさせた調停を成立させている。インドシナ政庁は、ペタン政権の下にあり、またすでに北部に日本軍が駐屯してその圧力をうけており、さらにこうした内外の反フランス軍事行動という条件の下、対日譲歩を重ねることとなった。

### (3) 武力南進政策と印度支那資源調査団の派遣

　1941年1月30日、大本営政府連絡会議は「対仏印、泰施策要領」を決定し、「帝国ノ自存自衛ノ為仏印、泰ニ対シ軍事、政治、経済ニ亘リ緊密不離ノ結合ヲ設定スル」という政策目標を決定した。さらに、同年6月6日、大本営は「対南方施策要綱」を決定し、①「米英蘭等ノ対日禁輸ニヨリ帝国ノ自存ヲ脅威セラレタル場合」、②「米国ガ単独若クハ英蘭支ト協同シ帝国ニ対スル包囲体制ヲ逐次加重シ帝国国防上忍ヒ得サルニ至リタル場合」には「帝国ハ自存自衛ノ為武力ヲ行使ス」という重大決定を行なった。そして、同月22日の独ソ戦開始の機会を捉え、この要綱に従って7月2日の御前会議で、「帝国ハ自存自衛上南方要域ニ対スル必要ナル外交交渉ヲ続行シ其ノ他各般ノ施策ヲ促進ス　之カ為対米英戦準備ヲ整ヘ先ツ『対仏印、泰施策要綱』及『南方施策実施ニ関スル件』ニ拠リ仏印及泰ニ対スル諸方策ヲ完遂シ以テ南方進出ノ態勢ヲ強化ス　帝国ハ本号目的達成ノ為対米英戦ヲ辞セス」という「情勢の推移に伴う帝国国策要綱｣を決定した。かくて、対ソ戦準備である｢関東軍特別演習｣と、日本軍の南部仏印進駐とを実行した。アメリカ合衆国は、日本の南部仏印進駐要求に対し、同月25日に経済封鎖の第3歩である在米日本資産凍結令を公布し、イギリス・フィリピン・蘭印もこれにならった。そして、日本軍は交渉成立をまたず、28日に南部仏印進駐を強行した（翌日、日仏印共同防衛議定書の調印がなった）。これに対し、アメリカ合衆国は、石油類の対日全面禁輸で応酬した。こうして、日本は、ドイツのヨーロッパ支配に便乗して南方進出を明確していき、アメリカ合衆国などとの対立を深め、太平洋戦争への道を進んでいった。

　この間、経済協定成立後の対インドシナ経済進出は、仏印資源調査団派遣を中心に進められていった。同調査団の件は、かねて外務省が立案し関係各省と協議を経て1940年9月3日の閣議で承認されていたが、41年6月16日の「調査団ノ編成ニ関スル第五委員会幹事会ノ決定」を踏まえ、資源調査を核とする「仏印経済調査計画要綱」が、6月18日に閣議決定され、27日には調査計画（調査団の機構・予算など）の閣議了解が得られ、実施に踏み出していった。

　これに対しフランス側は若干の抵抗を示し、インドシナ総督府が「日仏提携ニヨル仏印ノ経済開発ハ今回ノ協定ノ文字及精神ニ依レハ議定書規定ノ定期会議ノ結果に俟ツヘキモノニシテ、予メ総督府ニ相談ナク調査団ヲ派遣スルハ右精神ニ反ス、依テ本件ヲ本国政府及在本邦大使ニ移牒セリ」[[19]](#footnote-19)として、了解を留保した。本国ヴィシー政権との交渉は、1941年8月初旬までかかり、同月12日に日本側の督促に対して「仏印総督に対して必要な訓令を発することに決定した」旨ようやく回答した[[20]](#footnote-20)。そして、先発隊がハノイに着いたのは9月18日（下準備にあたる総務部員）から10月6日（事務総長）であった。その後、第1次派遣（総務部・護謨班・皮革畜産班・石油班・鉱業第2班先発隊）34名が10月18日、第2次派遣（鉱業第1班・同第2班・同第3班・農業第１班・綿花班・黄麻班・塩業班・水力電気班）73名が11月8日、第3次派遣（林業班・水産班・石炭班・鉱業第3班残り）28名が12月6日に、それぞれハノイに到着した。

　この間、1941年9月6日には「帝国ハ自存自衛ヲ全ウスル為対米（英蘭）戦争ヲ辞セサル決意ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戦争準備ヲ完整ス」という「帝国国策遂行要領」が御前会議で決定され、さらに11月5日には、3度目の御前会議で「自存自衛ヲ完ウシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為此ノ際対米英蘭戦争ヲ決意シ」という「帝国国策遂行要領」と対米交渉最後案を決定し対米交渉に入ったが、ついに12月8日マレー半島上陸作戦・真珠湾久数作戦・フィリピン作戦などによって、太平洋戦争に突入した。したがって、仏印資源調査が本格化し始めた段階で、すでに日本の資源獲得の中心目標は、マレー・オランダ領東印度に移っていたのである。早くも42年1月12日には、「インドシナには石油は望めず、技師を南方占領地に転用したい」という問い合わせが発せられ[[21]](#footnote-21)、18日には2名の技師が海軍の要請を受け蘭印方面に出発している。

　仏印資源調査団は総勢150名の大規模なもので、その構成は表にまとめておいた。要員を派遣したのは、外務省・企画院・拓務省・農林省・商工省・大蔵省専売局・電気庁・台湾総督府などの官庁とともに、帝国農会・日本輸出合板協会・台湾南方協会・海外鉱業協会など官製団体・同業団体、さらに大日本製糖・日産農林・昭和護謨・東洋棉花・鐘淵紡績・塩水港製糖・王子製紙・拓洋水産・日本水産・林兼商店・大日本塩業・東洋拓殖・三菱鉱業・三井鉱山・住友鉱業・日本鉱業・昭和電工・東洋鉱山・古河鉱業・日本製鉄・日鉄鉱業・石原産業海運・日窒鉱業・満洲石油・東京電灯・日本発送電・三井物産といった大企業であった。本部はハノイ総領事館におかれ、運営の中枢である総務部の団員は、団長の元公使横山正幸のほか、内田五郎総領事、野尻正領事、小沢肇企画院調査官、橋爪恭一拓務書記官、羽鳥重郎台湾総督府技師（医師）であった。



　調査団は、まず、インドシナ総督府側への協力要請の折衝から活動を開始した。総務部は全員第1次派遣で1941年10月18日にハノイに到着し、数日後に総督・総務長官・経済局長などと会見した。この時フランス側は一応好意的態度を示したが、「実際上如何ナル程度迄便宜供与スヘキヤ遽ニハ楽観ヲ許ササル」[[22]](#footnote-22)ものがあると日本側は見ていた。さらに、25日、27日にフランス側の関係各局・課および係官との具体的折衝が行なわれた。第1次派遣の調査班はこの後直ちに調査に入り、以後第2次派遣・第3次派遣の各調査班もそれぞれ到着後数日の準備でそれぞれ現地に赴いた。そして、調査結果の「概報」は、12月のゴム班の報告を皮切りにして翌42年6月までに出そろい、7月には正式報告のとりまとめが行なわれ「仏印資源調査総括報告書」・「仏印資源調査事業記録」（10月）・「仏印資源調査団各班報告に対する意見集」（11月）が提出された。これらを基にして、一方では、インドシナとの物資交換の具体的内容の交渉が行なわれて7月18日に「日仏印経済協定実施取極要領」が調印され、他方日本側で「仏領印度支那ニ対スル経済施策要綱」が検討されていった。

### (4) 鉱業関係の係争

　ところで、この資源調査の時期には、鉱業開発について2つの懸案が生じていた。ひとるは、インドシナ燐鉱開発をめぐる日本企業間の争いであり、すでに1940年9月24日の「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」においても「現在邦人側ニ於テ利権獲得ニ付競争スルヲ以テ政府ニ於テモ速カニ一元的ナル開発方針ヲ確立シ開発ノ促進ヲ期スルモノトス」と述べられている。もうひとつは、ボーキサイト開発の担当者をめぐる本国政府と出先側の意見の齟齬であった。

　まず、燐鉱開発については、台湾拓殖・印度支那産業と南洋拓殖、大日本燐鉱の三社が、それぞれ自社の獲得した鉱区の有利性を主張して設備資金の許可を得ようと争っていた。これに対し本国政府側は、事情を聴取して大日本燐鉱の鉱区が最も有利と判断した上で、三社の合同事業化を推奨しつつインドシナからの重要物資輸入調整機関には大日本燐鉱を指定した[[23]](#footnote-23)。そして、11月4日には、企画院・拓務省・農林省各次官申合によって次のような決定を下し、ハノイの内山公使に対しこれに基づいて現地企業を指導するよう指示した。すなわち、①「仏印ニ於ケル燐鉱石（燐灰石ヲ含ム）ニ付テハ政府ノ監督ヲ受クル単一会社ヲ設立シテ一括開発ニ当ラシムルコト、従テ現ニ之カ開発ニ関係アル三社（台拓、南拓、大日本燐鉱）ノ事業ハ凡テ右会社ニ統合スルコト」、②「本会社ノ事業計画並ニ三社統合ノ基礎資料ヲ得ル為取急キ政府及三社協同ノ探鉱調査ヲ行ハシムルコト」、③「右探鉱調査ノ完了ヲ待チ昭和十七年七月末日迄ニ新会社ヲ設立スルコト」、④「右設立ニ至ル迄ノ経過的措置トシテハ三社ヲシテ統合ヲ前提トシ緊密ナル連携ノ下ニ各自ノ事業ヲ進行セシムルコトトシ之ニ必要ナル最小限度ノ資金及資料ヲ配当スルコト」である[[24]](#footnote-24)。

　仏印資源調査団は、この第3項の探鉱調査に関与しようとしたが、本国政府はこれを拒否した。しかし、調査団はこれに立ち会うことを主張し、本国側もこれに妥協した。この調査は、日本からの技師到着を待って1942年3月中旬から5月初旬まで行なわれた。資源調査団報告書[[25]](#footnote-25)には「品質優良（品位五〇％弱ニ達ス）鉱量頗ル豊富ナルヲ以テ積極的企業化ヲ要ス」とし、問題点として労力と運輸を指摘している。｢労力｣とは、鉱区のある老開地方がマラリアの多い地方であるため、「安南人労力者ヲ募集移住セシムルモ一、二ヶ月ノ短期間ニ罹病者、斃死者及逃走者ガ全数ノ半分ニモ達スル実況」であるので、マラリア対策と機械化による労力節約が必要というものである。また、「運輸」とは、老開からハイフォンまでの運輸の便が、雲南鉄道か紅河による河船であるが両者とも貧弱であるので早急に対策を要すという指摘である。また、3社統合については、「根本的統合には投資額の算定、鉱量及利権の見積、今後の出資及投資の割当等幾多の難点」があるが、「将来の増産、輸送力の増強、運賃の低減等に関する仏印関係官民との交渉上」何等かの形での統制が是非とも必要である、と述べている[[26]](#footnote-26)。この合同問題は、結局、43年6月になっても解決を見なかった。

　次に、ボーキサイト資源については、開発担当者の適否をめぐる本国と出先の争いである。インドシナは、この資源がとくに豊富であるというわけではないが、蘭印の日本資産凍結によって、日本アルミや日本軽金属といった日本の主力アルミニウム向上の原料を供給していたオランダ領東印度・ビンタン島からの供給が途絶し、国内備蓄も底を突き始めていたという事情から、供給が見込まれるこの地域が注目された。この問題は日仏印経済協定実施取極をめぐる交渉に関連しており、その交渉当事者は芳沢特派大使とインドシナ総督であるが、この問題での本国との連絡は資源調査団団長が行なっている。

　調査団到着の1941年10月頃、すでに特派大使と陸海軍主席随員は、関係者（ローソン地区ボーキサイト買鉱権保有者の横山正修・石原産業・台湾拓殖）をあつめて協議し、①石原産業は横山の既得権以外の地域での開発にあたり、②年産30万ｔ以上の出鉱につとめ、③台拓と鉱区取得について協議する、という了解を得ていた[[27]](#footnote-27)。本国政府側は、ローソン鉱区開発は横山では資力・技術が不十分であり他の邦人商社との連携が必要となろうが、企業進出問題を起こしかつ将来の企業統制上障碍を生む恐れがある[[28]](#footnote-28)という見解を示し、現地の意見を質した。

　インドシナでは、当時、鴻基（ホンゲイ）の西南ローソン地区と東京州の中国との国境地帯ドンダンとにボーキサイト鉱床が発見されていた。横山団長は、まず、前者の各鉱区について、石原産業と古河鉱業の技師（いずれも調査団員ではない）に調べさせ、横山が買鉱権をもつ鉱区以外はものにならないことを確認し[[29]](#footnote-29)、後にサンプル分析から品位55％で良質・可採鉱量10万ｔと見積もられた。また、後者については、調査団（鉱業第２班）が調査し、鉱石分析により、鉱質はバイヤー法によるアルミナ原料としては不適であるが、乾式アルミナ原鉱およびアランダム用には使用でき、可採鉱量20万ｔと推定された[[30]](#footnote-30)。

　現地では横山を支援して開発する方針を立てた。本国側は、横山に担当させると日蘭商事や浅野物産などがこれと結託して将来企業統制上問題を起こす可能性があると警戒を捨てなかったが、現地側話し合いを尊重して、横山には石原産業と提携させるよう指示した[[31]](#footnote-31)。これに対し現地側は、横山には古河鉱業および資源調査団鉱業第2班の技師が指導を与えたので技師派遣の必要はなく、輸入業者の支払が確実ならば石原産業からの援助も必要ないとして、石原産業との連携を拒否した[[32]](#footnote-32)。ところが、横山は中日海運会社と仏印ボーキサイト開発組合を結んでおり、これを察知した商工省は横山への開発・輸入資金送金の許可を留保した。そして、現地からの送金許可督促に対し、横山の取引先であり開発への介入の危険が少ないと目された浅野物産からの融通を提案した[[33]](#footnote-33)。現地側はこれを了承するとともに、商工省の疑念に対して、横山と中日海運との仏印ボーキサイト開発組合の協定書でも採掘は横山の単独事業とされており、現地の駐留軍も横山に鉱区開発を命令しているので、鉱区には組合は無関係であると弁明した[[34]](#footnote-34)。こうして、インドシナ・ボーキサイトは横山鉱区から採掘され、浅野物産を通じて日本に供給されることになった。

　以上、鉱区開発をめぐる2つの紛争事例から、燐鉱石にみられた特殊会社間の競争は中央政府も「解決」困難であり、ボーキサイトに見られた現地側での協議先行に中央政府も巻き返しができなかったことがわかる。

## おわりに

　南方開発金庫調査課の『南方関係会社要覧』（1942年12月）によれば、1942年末ごろのインドシナを事業地とする日本の大企業には、台湾拓殖・南洋倉庫（石原系）・大倉商事・東洋棉花（三井系）・江商（東洋紡系）・大日本油脂・印度支那燐鉱開発・大日本燐鉱の8社が数えられる。この外、三井物産は引き続き出張所・駐在員を置いており、また、印度支那資源調査団報告によれば、硅砂の買い付けに三菱商事が従事し、印度支那鉱業が鉄鉱・クローム鉱開発に当り、燐鉱開発には前述のように南東拓殖も加わり、ボーキサイト開発では横山＝浅野物産が関わっていた。フィリピン・オランダ領東印度・マレーとの進出規模の差は依然として大きいが、日中戦争前と比較すれば、日本企業の該地への進出は急速なものであったといえよう。

　この進出は、台湾拓殖による鉄鉱をはじめとする鉱業開発が突破口であった。台湾拓殖のバックには台湾総督府があって、戦時経済の下での台湾工業化政策の一環として推進したが、社長を出している三菱や古河などの財閥資本、日本製鉄などの国家資本もこれに同調していた。これに続いて、硅砂・燐鉱・ボーキサイトなどに大小の資本が、資金資材統制のもとでも競争的に進出していった。とくに燐鉱石開発では、台湾拓殖と南洋拓殖という特殊会社間の競争が生じており、1936年に両社が設立されたときから懸念され、40年の統合計画でも根拠とされていた、特殊会社の重複・競合が現実のものとなっている。日本の戦時経済統制は、表面上の厳格さとは裏腹に、産業構造の転換・対外進出という事業機会の拡大をともなったことから、特殊会社を含む独占企業間の競争を大きく刺激したのである。これをインドシナに即して補足すれば、39年の反日政策の時期を除いて、日本の利権の累積があり、太平洋戦争開戦後も統治権がインドシナ総督府にあったため、軍政を敷いた甲地域のような接収資産の委託による利権の調整が行いにくかったことが、独占間競争の調停を長引かせたものと思われる。

　また、対日軍事物資補給地としてのインドシナは、1939年後半から太平洋戦争開戦までの時期にアメリカ合衆国を中心とする経済封鎖の中で、非常に注目されたといえる。この時期が、大規模な資源調査団の派遣の背景である。しかし、開戦とともに、日本の重点はオランダ領東印度に移っていったのである。

### 資料１「山根道一渡来ニ関スル件」（1937年4月14日　台湾総督府官房外事課）

拝啓　益々御清栄ノ段奉賀候

陳者、我国重工業ノ自立ハ内外各般ノ関係ニ照ラシ刻下ノ急務ナルヤト被存候上ニ、当台湾トシテモ、防備ノ自立ハ素ヨリ内地移民ノ誘入ニ依ル本島人同化ノ促進ニ、将又台湾自体ノ今後ノ発展及南洋トノ経済関係増進上、南支南洋ノ鉱物ト台湾ノ電力トヲ結合シテ茲ニ精錬業ヲ興スコトハ緊要且必然トモ思料致シ、予テヨリ南方鉱物ノ研究ヲ進メ居リ、先ニ福建ヨリ林知淵一行次テ新聞記者団招致等ノ機会ヲ捉ヘ、日産系台湾鉱業ノ金爪石鉱山ニ案内シ、夫レトナク福建安渓鉱山ヲ始メ、地下ノ埋蔵資源ノ調査開発ノ要アル所以ヲ説得ニ努メ居候得共、今日ノ支那ノ対日情勢ヲ以テシテハ之カ実現ニハ相当ノ時日ヲ要スヘク、他面、比律賓ハ、金属鉱物ニ富ムト目セラルルモ、最近ノ同島法制及政策カ国民主義的傾向多分ナルト独立問題ヲ控ヘ且島民ノアンレライアブルナル点ハ極テ慎重機微ノ工作ニ出ツルヲ要シ、又、暹羅ニ就テモ、英国ノ監視制時ニ加へ国民ノ退嬰小乗的ナルハ我進出ニ多大ノ困難アル次第ニ被存、或ハ、却テ仏領印度支那カ、従来本邦人ニシテ着目スルモノ少キニ係ハラス鉱物資源ニ富ミ又仏国人ノ国民性ヲ篤ト弁ヘ之ト提携スルニ於テハ案外容易ナラスヤトモ推セラルルノミナラス、其進展ノ如何ニ依テハ永年懸案ノ関税問題ニモ好影響ヲ齎スヘキカト心窃カニ研究罷在候処、先般（二月下旬）、山根道一ナル者、安南ノ鉱物調査ニ赴ク趣ヲ以テ当方ニ立寄リ種々懇談シ去候、同人ハ、小官初対面ニハ有之候得共、見掛ケタル処穏健且国際常識ニ富ミ又述フル所条理アリ好印象ヲ得タルニ付、小官モ努メテ安南人ヲ避ケ仏人ト提携スルヲ可トスヘク万事領事館ト連絡ヲ執ル様、又、小官トシテ尽力シ得ルモノハ之ヲ辞セサルヘキ旨申述置候

越テ本月初、同人帰朝ノ途上再ヒ当地ニ立寄リ詳細報告スル所ニ依レハ、仏人トノ提携困難ナラサルヤニ推セラレ、尚、仏印支ノ法制ニテハ一会社ニ独占的ノ権利ハ許容サレサルヘキモ、日本側ヲ統制合一シテ仏印支側ニ有力ナル代表的相手ヲ設定スレハ事実上仏印支ノ鉱物資源ヲ一手ニ日本側ニ提供セシムルコトハ仏印支当局ノ手心ニテ可能ナルモノノ如ク面白キ案トモ被存、何レ在河内宗村総領事ヨリモ詳細意見具申申越可相成カ、本官手許ニ遺シ行タル手記御参考迄取急キ及御送付候条、御査閲相煩度候

尚、本人ノ身許及信用等当方ニ判明セサル処、問題ノ進展如何ニテハ一応之ヲ確メ置クノ要アルヤニモ被存候ニ付、本人ヨリ徴シタル履歴書併テ御送付申上候間、貴方ニ於テ判明ノ次第モ有之候ハバ御回示相成様致度右併テ得貴意候

追テ、工学博士吉原重威（対支文化事業関係ノ徳永博士実弟）ニ対シ再度ニ亘リ当方ニテ比島鉱物ノ調査ヲ嘱託シタル処、其帰来報告ニ依レハ、金属鉱物ハ種類多ク到所ニ鉱区アルモ其ノ埋蔵量ニ付未タ確信無ク、且、法制及人的関係上日比ノ合作ハ必シモ容易ナラサルモノノ如クナルニ、昨今ノ如ク各方面ヨリ調査員競争的ニ出掛クルハ面白カラストノ意見ニ有之、又、御承知ノ在比有力邦人ノ一人タル諸隈弥作、先般当地通過ニ際シ対外的ニハ本邦関係商社カ統制アル協同ノ活動ニ出ツルコト得策ナルニ就テハ同人意中ノ比島鉱山ニ付関係方面ノ意向ヲ叩キ一本ニテ進度シトノ希望ヲ洩シ居タル処、右ハ、啻ニ比島ノミナラス仏領印度支那暹羅等ヲ含メ此ノ際統制アル買鉱及投資機関ノ成立ヲ見ハ当方トシテモ甚タ好都合ト存居候、殊ニ仏印支ニ就テハ、多数ノ本邦関係者カ無統制ニ出掛クルコトハ、仏印支側ヲシテ去就ニ迷ハシムルノミナラス、外聞報道ノ種子トナリ英国辺リノ邪魔モ這入ルコトト可相成乎ト憂慮セラレ候

何レ小官本月中ニ上京ノ含ミニ有之候条、其ノ節種々御示教ニ与度存居候

尚、本信、米局、通商局等ニモ乍御手数御回覧願上候

　　昭和十二年四月十四日

　　　　　　　　　　　　　　　　台湾総督府官房外事課長　坂本龍起

外務省

　欧亜局長　東郷茂徳殿

添付資料：山根の資源調査「安南に於ける鉄鉱及び鉱業の現状」

### 資料２「南方経済施策要綱」（昭和15年8月16日・閣議決定）

第一、基本方針

一、南方経済施策ノ目標ハ支那事変処理上並ニ現下世界ニ生成発展ヲ見ツツアル「ブロツク」態勢ニ対応スル国防国家建設ノタメ皇国ヲ中心トスル経済的大東亜圏ノ完成ニアリ。

二、南方各地帯、地域ノ経済施策ノ軽重緩急ハ左記ニヨル。

イ、仏領印度支那、泰国、緬甸、仏領印度、比律賓、英領馬来、英領「ボルネオ」、葡領「チモール」等ノ内圏地帯ノ施策ニ重心ヲ置キ、英領印度、豪州、新西蘭等ノ外圏地帯ハ第二段トス。

ロ、各地域ノ施策ハ皇国ノ軍事的資源的要求ヲ基礎トシ内外ノ情勢ヲ顧慮シテ緩急ソノ序ニヨリ適宜之ヲ行フ。

三、南方経済施策ニ当リテハ之等地域ニ皇国政治勢力ノ扶植ニ努ム。

四、南方経済施策ノタメ華僑ノ動向極メテ重大ナルニ鑑ミ大局的見地ニ立チ之ヲ指導ス。

第二、要領

一、南方諸地域ニ於ケル邦人ノ経済的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限ヲ撤廃シ更ニ積極的発展ヲ図ルタメ左記各項ノ実現ニ努ム。

イ、重要物資ヲ確保スルタメノ輸出補償獲得

ロ、通商障害ノ除去

　　　為シ得レバ紡績ニ対スル日本ノ指導的地位ノ獲得ニ努ム

ハ、求償貿易制度又ハ「クレヂツト」ノ設定並ニ為替協定ノ締結

ニ、企業制限ノ撤廃並ニ鉱業権其ノ他企業権益ノ獲得

ホ、入国居住及営業制限ノ撤廃

ヘ、交通通信特殊権益ノ獲得

ト、資源調査ノ自由獲得

チ、経済顧問ノ採用

二、南方諸地域ニ対スル諸事業ハ東亜全体ニ亘ル総合的見地ニ立チテ統制的ニ実施ス。

イ、重要物資（石油、「ニツケル」、錫、「ボーキサイト」、「ゴム」、「キナ」、石炭、鉄等）ノ獲得ニ就テハ企業経営ニ重点ヲ置キソノ経営ニ当リテハ出来得ル限リ現地資本資材ノ利用ニ努ム。

ロ、航空、海運、通信等ノ諸事業ニ就テハ南方ニ於ケル交通通信ノ実権ヲ掌握シ東亜全局ノ指導的地位ヲ確保スル如ク指導助成ス。

ハ、水産業ニ就テハ南方各地域ニ確固タル地歩ヲ建設スル如ク指導助成ス。

三、軍事外交ノ強行措置ヲ採ル場合ニハ一層広汎且重大ナル経済権益ノ獲得ヲ図ル。

四、南方関係諸会社ノ整理統合拡充ヲ実施シ南方ノ新情勢ニ応ジテ経済活動ノ円滑強化ヲ図ル。

### 資料３「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」（昭和15年9月3日・閣議決定）

　世界新秩序ノ進展ニ伴フ経済圏発生ノ必然性ヲ確認シ、共存共栄ノ大局的立場ニ基キ、速ニ仏印支ト経済的緊密化ヲ図リ、皇国ヲ中心トスル大東亜経済圏ノ一環タル実ヲ挙ゲシメンコトヲ期シ、差当リ左記要領ニヨリ施策スルモノトス

一、現地邦人ノ経済活動ヲ阻害スル諸種ノ制限的措置（別冊資料参照）ヲ撤廃又ハ緩和シ、邦人ノ経済的活動ヲ他ニ優先シテ自由闊達ナラシムル如ク努ムルコト

二、皇国ノ必要トスル重要物資ハ可及的ニ大東亜圏内ニテ確保シ、以テ英米ヨリ資源的独立ヲ図ルタメ、仏印支ニ対シテモ法人企業ノ創設及経営ニ特別ナル便宜ノ供与ヲ要求スルト共ニ皇国必須ノ重要物資ヲ優先的ニ皇国ニ輸出ヲナサシムル如キ貿易協定ノ設定ニ努ムルコト

差当リ仏印支ニ対シ米、石炭、燐灰石、マンガン、工業塩、錫、生ゴム、亜鉛、珪砂等ニツキ輸出ノ保障ヲ要求スルコト

尚進ミテハ皇国ノ指導ニヨル貿易管理ノ実現ヲ見ル如ク努ムルコト

三、仏印支ヲ通ズル雲南広西貴州等ノ周辺地区ノ重要物資ノ取得ニツキテモ、適当ノ措置ヲトラシムルコト

四、皇国製品ノ対仏印支輸出増進ニツキ特ニ協力提携ヲ求ムルコト

五、将来他ノ大東亜諸地域ヲ併セ皇国ヲ中心トスル大金融圏ノ設定ヲ目標トシ、仏印支トノ新金融関係ノ設定ニ付テモ之ガ一環タラシムル如ク努ムルモノトス、但シ仏印支自体ハ之ヲ円地域トナスコトヲ目的トセザルコト

尚仏印支ノ銀行等ヲシテ本邦側ニ極力金融上ノ便益ヲ供与セシムルノミナラズ、進ミテハ皇国ノ指導ニヨル為替統制ノ実現ヲ見ル如ク努ムルコト

六、交通及通信ニ関シテハ大東亜全局ノ指導的地位ヲ確保スル一環トシテ左ノ特殊権益ノ設定ニ努ムルコト

　イ、沿岸貿易権、不開港入港権及港湾設備ノ経営及利用権

　ロ、海底電線ノ陸揚及運用権、国内通信事業経営ニ対スル参加権、ソノ他ノ通信権

　ハ、定期航路ノ新設延長及航空保安施設ノ設置権

七、水産業ニ関シテハ南方ニ確固タル地歩ヲ建設スルタメ漁業根拠地ノ設置其ノ他水産業ノ経営ニ伴フ権益ノ獲得ニ努ムルコト

八、仏印支ニ於ケル第三国権益ニ関シテハ新規ノ設定ヲ許サザルト共ニ既存ノモノハ速ニ之ヲ駆逐スルガ如ク努メシムルコト

九、仏印支ノ対内外経済政策ノ樹立及実施ニ参与シ、皇国トノ経済的提携ヲ強化スル為、仏印支側ニ本邦人ヲ加ヘタル経済建設委員会、其他適当ナル機関ヲ設ケシムルコト

貿易、金融、税制、関税、第三国トノ経済協定、企業、交通、通信等ニ関シテハ右機関ヘノ諮問ヲ要スルモノトス

一〇、華僑ノ援蒋抗日態度ニ対シテハ仏印支当局ノ厳重ナル取締ヲ要求スルト共ニ、一方ソノ経済的地位ニ鑑ミ大局的立場ニテ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト

一一、皇国ノ経済的発展ヲ期スル為、土着有力者ヲ皇国ニ招致シ、又ハ皇国ノ真姿ヲ宣伝正解セシムル等諸般ノ処置ヲ講ズルコト

一二、経済施策ハ大東亜共栄圏確立ノ大局的立場ニ立脚スルコトトシ、皇国ノ利益伸長ト土民ノ民生ト調和スル如ク努ムルコト

　（備考）別冊参考資料ハ削除セリ

### 資料４「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」（昭和15年9月24日・閣議決定）

　仏印支ヨリノ物資取得ノ方策トシテハ別ニ定ムル物動計画ノ実施確保ヲ中心トスル応急方策ノ外資源ノ開発ニ重点ヲ置キ、南方経済施策ノ一環タル恒久方策トシテ左ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

　　恒久方策

　一、一般的事項

　　(イ)　専門的現地調査ヲ実施スルコト

資源取得方策ヲ実施スルニ付テハ現地ノ詳細ナル実情ヲ確認スルノ要アル処、現在仏印支ニ付テハ一部ノ地域ヲ除クノ外ハ適確ナル調査資料存セザル為充分ナル開発計画ノ樹立等ニ困難ヲ感ゼリ仍テ此ノ際起業ヲ前提トシテ適確ナル調査ヲ実施スル為官民ノ専門家ヨリ成ル調査団ヲ現地ニ派遣シ詳細ナル現地調査ヲ行ハシムルノ要アルモノト認ム

　　(ロ)　重要物資ニ付対日供給ノ確保方策ヲ講ズルコト

仏印支ニ於テハ生産又ハ集荷ヲセラルル重要物資ニ付テハ本邦ニ対シ其ノ必要量ノ優先的供給ヲ保証セシムル様必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

　　(ハ)　現地ニ於テ邦人ノ企業経営ノ障害トナルベキ諸制限ヲ撤廃セシムルコト

現在仏印支ニ於テハ左ニ掲グル如キ事項ニ付邦人ノ企業経営ヲ制限シ居レルヲ以テ之ヲ撤廃セシムルコトハ資源開発ノ前提条件タルモノトス

1　鉱業権ノ取得　現在鉱業法ニ於テハ仏国人、同保護領人、仏国又ハ仏印支ニ本社ヲ有スル法人以外ノ者ノ鉱業権取得ヲ禁ズ

2　鉱物資源ノ調査及探鉱　鉱業権取得ノ制限ト同様ニ制限シ居レル外事実上ノ措置ニ於テモ相当ノ制限ヲ存ス

3　政府保留地域ノ設定　有望ナル鉱物資源ノ賦存個所ニ政府ノ保留地域アリ

4　土地所有権其ノ他ノ制限　「ゴム」園、塩田其ノ他ノ工場事業場敷地ニ必要ナル土地ニ付土地所有ノ禁止其ノ他ノ制限アリ

(ニ)　所要資材及事業送金ニ付テハ日満支総合開発計画ト緊密ナル連絡調整ヲ図リ総合的開発計画ヲ樹立シ之カ供給ヲ確保スルコト

資源開発ニ必要トスル資材及事業送金ニ付テハ日満支総合計画ト緊密ナル連絡調整ノ下ニ総合的開発計画ヲ樹立シ其ノ供給ニ付テハ之ヲ確保スル方策ヲ講ジテ事業遂行ニ遺憾ナカラシムルモノトス

　　(ホ)　邦人企業ノ進出及事業ノ遂行ニ付適正ナル統制ヲ行フコト

仏印支ニ於ケル全邦人企業ハ之ヲ統制シ、無用ノ競争ヲ防止シ予メ資源ノ実用ニ即シ資本、技術、経験等ノ諸点ヲ参酌スルコトトシ、各企業ノ遂行ニ付テモ現地ノ実情、対日供給等ニ鑑ミ適当ニ統制ヲ加ヘ資本、技術、資材等ヲ最モ有効ニ利用セシムルコト肝要ナリ

(ヘ)　既存又ハ新設ノ企業ノ中重要ナルモノニ対シテハ其ノ株式ヲ取得スル等ノ方法ニ依リ合弁組織ト為シテ資本的ニ之ヲ支配スルト共ニ邦人技術者ヲ現場ニ常駐セシメ其ノ卓越セル技術ヲ以テ指導監督ヲ行ヒ事実上当該企業ヲ邦人ニ依リテ管理シ積極的ナル増産ヲ期スルコトヲ緊要トス

　　(ト)　資源開発ニ必要ナル運輸、通信、港湾等ニ関スル施設ノ完備ヲ図ルコト

仏印支ノ現状ニ鑑ミ要スレバ運輸、通信、港湾等ノ諸施設ヲ整備拡充シ、以テ物資ノ輸送ニ付万全ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

　　(チ)　試験研究機関ヲ設置スルコト

従来仏印支ニ於ケル資源ニ関スル調査研究ハ極メテ不十分ニシテ仏本国ニ於テスラ正確ナル調査資料ヲ有セザル状態ニ鑑ミ同地方ニ於ケル資源ニ関スル試験研究機関ヲ設置シ以テ資源開発ノ枢軸タラシムルノ要アリ

　二、物資別事項

(イ)　石炭

現存企業ヲ支配スルノ方針ニ依リ現経営者タル仏蘭西東京炭鉱会社等ノ経営ニ付要スレバ将来資本的ニ参加シ又技術的ニ指導スル等ノ方法ニ依リ之ヲ支配シ以テ出炭能率ノ向上ト対日供給ノ確保ヲ図ルノ要アリ

　　(ロ)　鉄鉱

差当ツテハ台湾拓殖株式会社ノ経営ニ係ル鉱山ノ経営ニ止ムルモノトス　尚鉄鉱資源賦存状況ニ付テハ現在ノ処調査不十分ナルヲ以テ更ニ詳密ナル調査ヲ行フ要アルモノトス

　　(ハ)　「マンガン」鉱、「クローム」鉱

差当ツテハ、安南北部及「トンキン」ニ存スル鉱山ノ開発ヲ図ルベキモノトス

　　(ニ)　錫鉱及「タングステン」鉱

石炭ト同様ノ方針ニ則リ現経営者タル東京錫「ウルフラム」会社等ノ経営ニ資本的ニ参加シ又ハ技術的ニ指導スルヲ適切トス差当ツテハ鉱石ノ儘日本ニ輸出スルコトトスルモ出鉱量増加スルニ於テハ現地ニ精錬施設ヲ設クルノ要アリ

　　(ホ)　亜鉛

錫ト同様ニ現経営者タル印度支那鉱山冶金会社等ノ諸鉱山ニ資本的ニ参加シ又ハ技術的ニ指導スルコト緊要ナリ、尚鉱石ニ付テハ錫ト同様ノ方法ヲ講ズル外現精錬施設ヲ改良拡張スルノ要アルベシ

　　(ヘ)　燐灰石

差当ツテハ「トンキン」北部ノ「ラオカイ」附近ノ権利ヲ収メ之ガ積極的開発ヲ促進スルコト緊要ナリ而シテ現在邦人側ニ於テ利権獲得ニ付競争スルヲ以テ政府ニ於テモ速カニ一元的ナル開発方針ヲ確立シテ開発ノ促進ヲ期スルモノトス

　　(ト)　塩

「カナ」及「ホンコーヘ」ノ両塩田ニ対シ要スレバ我方ヨリ資本ヲ投下シ又ハ技術者ヲ派遣シテ積極的ニ其ノ改良及拡張ヲ期スルモノトス

而シテ対日輸出数量及価格ニ付テハ先方ニ於テ専売法ヲ施行シ居ル関係上毎年交渉シ居ル現状ナルモ数量ニ付テハ長期ノ契約ヲ締結シ有利ナル条件ニテ優先的取扱ヲ為サシメ価格ニ付テハ毎年度之ヲ協定スルコトトシ尚将来邦人関係ノ生産塩ニ付テハ専売法ノ適用ヨリ除外スル等ノ措置ヲ講ゼシムルコト緊要ナリ

　　(チ)　米及玉蜀黍

日満支食糧不足ノ場合ニ於ケル米等ノ供給地ノ一トシテ本地域ノ重要ナルニ鑑ミ同地域ニ於ケル米等ノ取引ノ実権ヲ力メテ我方ニ把握スル如ク措置スルモノトス

　　(リ)　「ゴム」

仏印支ニ於ケル「ゴム」ノ生産ハ年産約七万屯ニシテ従来殆ンド仏本国ニ輸出セラレタル処最近ニ於テハ全部対米輸出ニ向ケラレ居ル現状ナリ

而シテ右数量ヲ確保スルトキハ本邦ノ需要額ヲ充シ得ルヲ以テ対日優先供給確保ノ方策ヲ講ズルノ要アリ。尚「ゴム」園ノ経営ニ関シテハ「ゴム」農園ノ獲得ヲ行ヒ仏印支ニ於ケル邦人「ゴム」企業進出ヲ策スルコト緊要ナリ

(ヌ)　珪砂ノ取得ニ関シテハ現行ノ輸出関税ヲ撤廃セシムルモノトス尚積入施設等ニ付テハ更ニ改良ヲ為ス要アルモノト認メラル

　　(ル)　其ノ他（綿花、漆、「ヒマシ」等）

綿花、漆及「ヒマシ」等ノ農産物等ニ付テハ本邦ヨリ現地ニ技術者ヲ派遣シテ此ノ栽培方法ヲ指導シ品質ノ改良及生産ノ増加ヲ期スルト共ニ対日供給量ノ優先的確保ニ努ムルモノトス

尚綿花ニ付テハ現在ノ粗放的経営方法ヲ改善シテ近代的栽培法ニ移ラシムルコト肝要ナリ

### 戦前期日仏印通商関係の概略（補足説明、2013/09/10）

　戦前における日仏関係は、1858年のいわゆる安政の五か国条約から始まり、イギリスの倒幕派支援に対抗してフランスは幕府を支援した。96年には前々年の日英通商航海条約（治外法権撤廃）に倣って日仏通商航海条約が調印され、1911年に日本の関税自主権を認めた改正条約が調印された。

　1891年の露仏協商、94年の露仏同盟の関係から、日本はフランスから、95年にはいわゆる三国干渉を受け、日露戦争中は準敵国扱いを受けた。だが、戦後の1907年には日露協約に先だって日仏協約が調印され、12年には日本もロシアとともに英米独仏の対華借款団に参加し、合弁の日仏銀行も設立された。しかし、通商航海条約の仏領印度支那（仏印）への適用は拒否され、07年の仏印に関する宣言書（身体および財産の保護に関する最恵国待遇）に止まった。

　第一次世界大戦期に日本製品の輸出は世界的に増加し、1918年9月にフランスから通商航海条約中の関税関係事項の廃棄通告があった。11年条約全体も期限切れに近づいたので、日本は24年にその改定と仏印との条約制定に向けた交渉を申入れ、仏印総督を日本に招待するなどの親善政策も行ったが、27年に日本と仏印間の居住及び航海の制度に関する議定書の調印に止まった。28年に日本は米価の下落に対してとくに仏印米の輸入制限をとり、フランス側も28年、29年に関税を改正して仏印輸入税も引き上げたので、日仏印間の貿易は急減した。31年には日本政府内で仏印無煙炭に対する報復関税適用が協議され、漸く32年に日仏印通商協定が調印された。

　「満洲国」（以下、（　）は省略）が成立すると、フランスは他国に先立って日仏合弁の対満投資会社等を設立し、満洲国への進出を図った。しかし、1937年以降、日本の外国為替管理および日中戦争に伴う戦時経済統制の実施と仏印側の関税引き上げ、そして日本軍の華南・海南島進出に対するフランス側の警戒とによって、日仏印貿易は再び不振に陥った。

　フランスの対独降伏後、日本は、「南方経済施策要綱」および「対仏印支経済発展の為の施策」、「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」に基づき、北部仏印に軍を進駐させ、資源調査団派遣とともに日仏印通商航海条約の改定を迫り、1941年5月に「仏領印度支那に関する日仏居住航海條約」「議定書」「日本国印度支那間関税制度、貿易及其の決済の様式に関する日仏協定」「（双方の貿易統制機関への相手方商社の参加に関する）交換公文」に調印させ、ここに初めて仏印における最恵国待遇や内国民待遇を獲得した。そして、同年7月には南部仏印にも軍を進駐させてサイゴンを南方攻略の拠点とするとともに、仏印を仏印総督府と日本軍との実質的な共同統治下に置いた。

主な典拠資料

1)外務省通商局第一課『日本國印度支那間通商協定説明書』昭和七年六月　外務省外交史料館　B-2-0-0-043

2)大蔵省關税課「對佛領印度支那貿易事情並に關税問題」昭和七年一月　昭和財政史資料第4号第136冊

3)枢密院「佛領印度支那に關する日佛居住航海條約竝に日本國印度支那間關税制度、貿易及其の決濟の様式に關する日佛協定御批准の件審査報告」昭和十六年六月二十七日　国立公文書館蔵　枢C00051100

4)枢密院書記官長「日本國佛領印度支那間決濟の樣式に關する公文交換の件審査報告」昭和十八年一月十五日　国立公文書館蔵　枢C00053100

1. 「台湾拓殖会社ノ活動ニ関スル件」1936年5月4日外務次官発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-1)
2. 「台湾拓殖会社法ニ関スル閣議了解事項」1936年5月5日対満事務局発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-2)
3. 「台湾拓殖株式会社ヨリノ印度支那鉱物資源等照会ニ対スル当方回答写送付ノ件」1937年6月8日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-3)
4. 「山根道一渡来ニ関スル件」1937年4月14日台湾総督府官房外事課発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-4)
5. 古河電工・東海電極・大成化学からなる日本アルミニウムシンジケートが一手販売権を保有、1938年7月13日に日蘭商事会社となる（上島清蔵『日軽の成立』1958年12月、古河電工会社社史資料）。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 「日仏合弁鉱業会社設立経緯ニ関スル件」1937年6月14日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-6)
7. 「「タイ・グエン」鉄鉱及其交渉経過ニ関スル件」1937年6月29日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-7)
8. 「沢山関係工業経営ニ関スル件」1937年7月14日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-8)
9. 「鉄鉱ニ関スル件」1937年7月20日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-9)
10. 「印度支那ニ於ケル沢山精八郎関係鉱業報告ニ関スル件」1937年6月16日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-10)
11. 「印度支那産業会社設立ニ関スル件」1938年1月22日ハノイ総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-11)
12. 「小野田、水谷両氏鉱区係争ニ関スル件」1938年9月10日台湾拓殖会社東京支店長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-12)
13. 「小野田直次ノ仏領印度支那安南所在鉱山経営ニ関スル件」1938年９月10日拓務局長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-13)
14. 「仏領印度支那安南メノア産鉄鉱石に対する輸入許可申請の陳情書」1938年6月13日水谷商店水谷乙吉発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-14)
15. 台湾拓殖株式会社「昭和十五年度　無為替貨物輸入特別許可申請説明書」（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-15)
16. 同前書類． [↑](#footnote-ref-16)
17. 同前書類． [↑](#footnote-ref-17)
18. 拓務省理財課「南方国策会社ノ統合ニ関スル所見」1940年5月（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-18)
19. 「調査団派遣についての仏印総督の回答」1941年7月１日林総領事発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-19)
20. 「仏印調査団派遣に付督促の件」1941年８月12日加藤大使発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-20)
21. 「調査団石油班ノ南方派遣ニ関スル件」1942年1月12日横山団長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-21)
22. 「資源調査等に関する仏印側要人との交渉報告」1941年10月23日内山公使発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-22)
23. 「仏印燐灰石に関する件」1941年8月7日豊田外相発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-23)
24. 「仏印ニ於ケル燐鉱石開発ニ関スル件」1941年11月6日東郷外相発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-24)
25. 外務省仏印資源調査団『仏印資源調査総括報告書』1942年7月（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-25)
26. 大東亜省仏印資源調査団『仏印資源調査団　各班報告に対する意見書』1942年11月（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-26)
27. 「仏印ボーキサイト鉱区開発に関する件」1941年11月7日横山調査団長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-27)
28. 「仏印ボーキサイト鉱区開発に関する件」1941年11月12日東郷外相発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-28)
29. 「仏印ボーキサイト鉱区開発に関する件」1941年11月15日横山調査団長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-29)
30. 「鉱区調査結果報告ニ関スル件」1942年1月22日横山調査団長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-30)
31. 「仏印ボーキサイト鉱区開発に関する件」1941年11月22日東郷外相発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-31)
32. 「仏印ボーキサイト鉱区開発に関する件」1941年11月28日横山調査団長発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-32)
33. 「横山鉱区資金融通ニ関スル件」1942年1月30日東郷外相発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-33)
34. 「横山鉱区資金融通ニ関スル件」1942年2月21日芳沢大使発（外務省資料）． [↑](#footnote-ref-34)